



- ・運営指導増加で増える行政指導
- ・訪問看護の指導強化へ

2025

5月号

Nuovo Ponte

コンプライアンス違反による指導や処分、増加中

近年、介護報酬の不正請求や虚偽の報告などのコンプライアンス違反を理由に、行政指導を受けて指定の取消や業務停止に至る介護施設・事業所が相次いでいます。

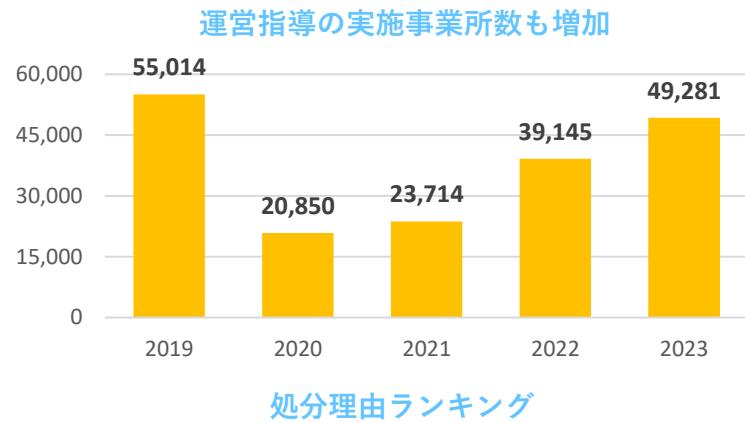
運営指導の増加で増える行政指導

不正の発覚などで2023年度に指定の取り消しや停止の処分を受けた事業所・施設は139か所で、前年度から1.6倍と大幅に増えました。これは、コロナ禍により急減していた運営指導（旧：実地指導）が以前の実施状況に戻りつつあるためと考えられます。

処分の理由は右記の通りで、約半数が

不正請求で処分されています。

※厚生労働省調べ



運営指導とは？

事業所のサービスの質の確保と保険給付の適正化を目的に、指定権者が事業所の運営状況を確認することで、指定の有効期間（6年）に少なくとも1回以上実施。指定権者によって運営指導の頻度や内容に差があったため、2022年に厚労省より「介護保険施設等運営指導マニュアル」が発行され、全国的な指導項目や確認方法の標準化・効率化が進められた。

※ 介護サービスの指定権限を持つ自治体。都道府県、政令指定都市、中核市など

●上場企業のサンウェルズ

会社名	株式会社サンウェルズ
不正内容	42施設で28億円不正請求
訪問看護事業にて、訪問時間を上乗せして請求するケースなどが頻発。不正が全社的なルールとしてマニュアル化されていたとみられる。	

●障害福祉事業の恵

会社名	株式会社恵
不正内容	食材料費の過大徴収など
食材費の過大徴収や障害福祉サービスを不正請求。組織的な関与が認められることから、愛知県と名古屋市は県内の事業所の指定を取り消し、厚労省は全GHに連座制を適用した。	

●医療法人むらまつ歯科

会社名	医療法人社団むらまつ歯科
不正内容	居宅療養管理指導など不正受給
サービス提供をしたように見せかけて約9600件分を偽装請求し、介護報酬約3600万円を不正に受給。指定取消だけでなく、介護報酬の40%を上乗せした計5100万円を返還させた。	

●町運営事業の老健

施設名	老人保健施設「あけぼの」
不正内容	人員配置基準の未達
夜勤の職員配置基準を満たしていないにもかかわらず、介護報酬約970万円を過大受給。町は単純な事務処理のミスとし、返金する意向。再発防止に努める。	

訪問看護ステーションの指導・監視強化へ

在宅ケアニーズの高まりと診療報酬・介護報酬の評価の充実により、増加する訪問看護のステーション数や医療費。しかし、一部に「年間の請求額が極めて高い」「単価（1患者当たり請求額）が極めて高い」事業所があり、かつ急増しています。大規模ステーションでは利用者が多く請求額が大きくなるため、重症者対応を積極的に行うステーションでは単価が高くなります。そのため、「請求額が多い、単価が高い」 = 「悪い、不適切なサービス提供を行っている」と断言はできませんが、**不正請求の実例が出始めたことをきっかけとして行政は監視を強化**しています。

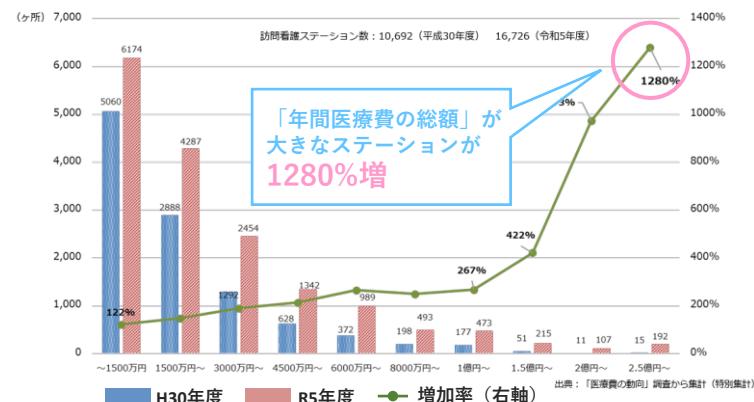
そこで中央社会保険医療協議会・総会では「訪問看護ステーションに対する指導・監視を強化する」方針を決定。厚労省・地方厚生（支）局・都道府県による**【共同指導】の仕組みの新設**や、悪質なケースに対しては**「抜き打ちの監査」**も行なうなどとしました。

※ 訪問看護2団体が高額請求の事業者に適正な指導監督を要望

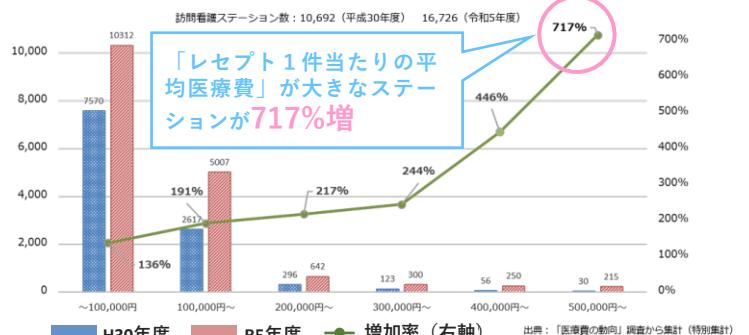
一部の事業者が高額請求している問題で、適正な指導監督の実施を2026年度の診療報酬改定に向けた要望書に盛り込む予定とされています。

※日本訪問看護財団と全国訪問看護事業協会

年間医療費総額階級別の訪看ステーション数と増加率



レセプト1件当たりの平均医療費別訪問看護ステーション数と増加率



※各年度末に医療費を請求したもう門看護ステーションに限る 出典：中医協総会（1）2 250312

【無料】介護・福祉事業の経営や承継相談はCBパートナーズまで！

お問い合わせ

☎ 0120-979-544 (9:00~18:00 平日のみ受付)

株式会社CBパートナーズ 〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目18-16 住友浜松町ビル5F <http://www.cb-p.co.jp>

CB PARTNERS